再委託契約書作成における注意書き

令和2年3月24日 (更新) 令和2年6月25日 (更新) 令和2年8月26日

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

■受託機関と再委託先の間の再委託契約書の作成にあたって

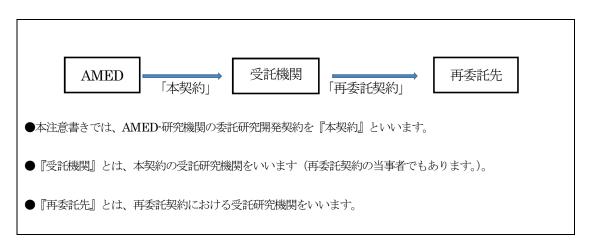
再委託契約書の作成にあたっては、AMED からの委託先研究機関は、再委託先に対し、令和2年度委託研究開発契約に基づき研究機関が AMED に負うのと同内容及び同程度の義務を負わせるようにしてください。

(令和2年度委託研究開発契約書14条2項)。

本注意書きは、研究機関がAMEDとの委託研究開発契約に基づき別機関と再委託契約を締結する際に、ご参照いただければと存じます。なお、本注意書きとは別に、再委託契約書のひな型も作成しております。当該ひな型の使用は必須ではございませんので、各受託機関の判断・責任において適切な再委託契約の締結をお願い申し上げます。

なお、本注意書きの用語については、次のように整理しています。

【用語の説明】



■ 本注意書きの使用方法

例:後記、注意点一覧の右側部分の記載

この条文番号は、再委託契約において本契約の 条文の第3項前段に関連する条項を設ける際 の注意書きであることを示すものです。

(第3項前段)

再委託先に対しておいても、同様の義務を課してください。

以下の注意点一覧の右欄の「再委託契約における注意点」の 内容を参考に、再委託契約の条項を設けてください。

■ 注意点一覧

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「甲」という。)は、《契約先》(以下「乙」という。)と甲の《事業名》《プログラム名》(以下「本事業」という。)における研究開発の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究開発契約(以下「本契約」という。)を締結する。	

(契約項目)

甲は、乙を「《大学等/又は企業等》」と認め、乙に対し、当事業年度(以下(3)に定義する。)について、次の研究開発を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 研究開発課題名:「《研究開発課題名》」(以下「本研究開発課題」という。)
- (2) 研究開発担当者名・所属及び役職:《研究開発担当者氏名 ①》《研究開発担当者役職①》
- (3) 委託期間:令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの1 事業年度(以下「当事業年度」という。)
- (4) 当事業年度における委託研究開発費:

《委託研究開発費》円(うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円)

- (※1) 当事業年度における委託研究開発費の内訳は、研究開発計画書「Ⅲ. 経費 1. 委託研究開発費」のとおりとする。 (※2) 当事業年度における委託研究開発費は、本委託研究開発に対し甲が行う評価等及び別記1第24条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。
- (5) 当事業年度における研究開発目的及び内容:研究開発計画書「II.研究開発の内容」のとおりとする。本委託研究開発の遂行に当たっては、甲が承認する研究開発計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。
- (6) 契約一般条項:別記1のとおりとする。
- (7) 特記条項:別記2のとおりとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

《契約締結日》

(甲) 東京都千代田区大手町一丁目7番1号 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 契約担当職 理事長 三島 良直

(乙)

(本文)

再委託契約の本文として、次の事柄を記載してく ださい。

- •契約当事者
- ・再委託契約が本契約の一部を再委託するものであること。
- ・その他契約内容を特定する事項 なお、「大学等」及び「企業等」については、別記 1(第1条(20)(21))を基準としてください。

(契約項目の(3))

・再委託契約の期間設定は、本契約の期間内で お願いします。

(契約項目の(4))

- ・再委託研究開発費の金額及び再委託研究開 発費に含まれる消費税額及び地方消費税額の 記載をお願いします。
- ・費目間流用については、研究開発計画書「III. 経費 1. 委託研究開発費」に記載されている以下の内容について再委託先と約定してください

(以下、研究開発計画書「Ⅲ. 経費 1. 委託研究開発費」より該当部分を引用)

本委託研究開発の遂行上必要に応じ、乙(委託 先機関)および再委託先は、研究開発計画書 「III. 経費 1. 委託研究開発費」の表中、 それぞれに配分された直接経費の大項目のた めの委託研究開発費(以下「大項目額」という。) の全部または一部を、他の直接経費の大項目の ために流用することができる(以下「当該流用」という。)ものとする。なお、当該流用により、直接 経費の大項目として支出する各予定の金額と各 大項目額の差額が、直接経費の50%(この額が 500万円に満たない場合は500万円)を超える と予想される場合、乙は、当該流用前に甲 (AMED)の承認を得るものとする。

※再委託先における流用の承認についても AMED の承認が必要となります。

●再委託契約における注意点

別記1

(定義)

- 第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)「本委託研究開発」とは、本事業の下で甲から乙に対して委託される本研究開発課題として研究開発担当者によって遂行される研究開発全体をいう。
- (2) 「本委託契約等」とは、本委託研究開発を実施するために甲と 乙との間で締結する全ての委託研究開発契約(付随する契約 を含む。)を総称していう。
- (3)「委託研究開発費」とは、本委託研究開発遂行のために本契約に基づいて甲から乙に支払われる費用であり、直接経費と間接経費の合計をいう。ただし、第14条の規定により再委託が認められた場合は、当該経費を加算した額をいう。
- (4)「直接経費」とは、本委託研究開発に直接的に要する経費をい
- (5) 「間接経費」とは、本委託研究開発の実施に伴う乙の機関の管理等に必要な経費をいう。
- (6)「研究開発担当者」とは、乙において本委託研究開発を中心的 に行う者として、研究開発代表者、研究開発分担者またはこれ らに相当する肩書きを付与された者のうち契約項目(2)に掲げ られる者をいう。
- (7)「研究者等」とは、研究開発担当者及び乙に所属し、または乙からの委嘱を受け、研究開発担当者の下で本委託研究開発 に従事する研究員その他の者を個別に又は総称していう。
- (8)「委託期間」とは、本契約に基づき本委託研究開発を行う期間 (本委託研究開発が中止された場合はその時までの期間)を いう。
- (9)「研究開発期間」とは、本委託契約等に基づき本委託研究開発 を行う通算期間(本委託研究開発が中止された場合はその時 までの期間)をいう。
- (10)「事務処理説明書」とは、本委託研究開発の事務処理のため に甲が定める委託研究開発契約事務処理説明書(本契約締 結後に改訂されたものを含む。)をいう。
- (11) 「事業年度」とは、各年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。
- (12)「研究開発計画書」とは、本委託研究開発に関し当事業年度 についての研究開発計画書(甲の承認を得て変更されたもの を含む。)をいう。
- (13)「研究開発成果」とは、本委託研究開発において得られた成果をいう。
- (14) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称していう。
 - ア 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)に規定する実用新案権

(第1条)

・再委託契約において、適宜必要な定義規定を 設けてください。

(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

- イ 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に規定する著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に規定するすべての権利を含む) 及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)
- ウ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値 のあるものの中から、甲及び乙協議の上、特に指定するもの (以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
- (15)「対象データ」とは、本事業に関連して、創出、取得又は収集 されたデータ(当該データと同一性が認められる限度で当該 データを処理したものを含む。)をいい、「派生データ」は、 「対象データ」を元に、技術的に復元不可能な処理がされ、対 象データと同一性が認められないデータをいう。
- (16)「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう。
 - (i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - (ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの
 - (iii) (i) 又は(ii)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (17)「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、種苗法第2条第2項に規定する品種及び育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。
- (18)「実施」(但し、第8条第1項及び第11条第7項において使用されるものに限る。)とは、特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第3項に定める行為、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第3項に定める行為、種苗法(平成10年法律第83号)第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

●再委託契約における注意点

(第1条(14)号のウ)

・受託機関と再委託先の協議の結果、知的財産 権を再委託先に帰属させることとした場合であっても、ノウハウとして取り扱われるためには、 本契約に定めるとおり、AMED との協議の上で、特に指定される必要があります。

●再委託契約における注意点

- (19)「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権(仮専用実施権を含む)又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。
- (20)「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称していう。
 - ア国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
 - イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的 研究機関
 - ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、甲が認めるも の
- (21)「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称していう。
- (22)「研究機関」とは、「大学等」及び「企業等」をあわせたものをいう。
- (23) 「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国の府省庁が策定 する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総 称していう。
- (24)「甲の不正行為等対応規則」とは、甲が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(その後の改正を含む。)その他不正行為等への対応について甲が定める規則を総称している。
- (25)「甲の利益相反管理規則」とは、甲が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」(その後の改正を含む。)その他利益相反管理について甲が定める規則を総称している。
- (26) 「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称していう。
- (27)「研究開発成果報告書」とは、乙が毎事業年度の研究開発成果の内容を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (28)「委託研究開発実績報告書」とは、乙が毎事業年度の委託研究開発費の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (29)「不正行為等」とは、以下に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。
 - ア「不正行為」とは、研究者等により研究開発活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意 義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究 成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義 は、次に定めるところによる。
 - i 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ii 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、 データ、研究活動によって得られた結果等を真正でない ものに加工すること。
 - iii 盗用 他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - イ「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失に よる、競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等

の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的資金等の使用を含むがこれらに限られない。)をいう。

- ウ「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により 競争的資金等を受給することをいう。
- (30)「競争的資金等」とは、①内閣府において「資金配分主体が、 広く研究課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含 む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に 基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究 開発資金」として競争的資金と整理され内閣府に登録されて いる研究資金、②①以外で国の行政機関及び独立行政法人 (甲を含む。)が直接配分する研究活動を行う研究資金、③そ の他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、大学等 自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金を総称してい う。
- (31)「関係省庁」とは、甲に事業資金を交付している省庁及び内閣府並びに会計検査院をいう。

(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)

- 第2条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、研究開発計画書、事務処理説明書及び本委託研究開発にかかる公募要領並びに本事業又は本委託研究開発の遂行に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。
 - 2 乙は、本委託研究開発を実施する上で、委託研究開発費の 原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対 応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相 反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等 に遵守せしめるものとし、また、本委託研究開発を効率的に実 施するよう努めなければならない。
 - 3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン 及び甲の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わ なければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドラ イン及び甲の不正行為等対応規則に従って、乙に対する指示 及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措 置等に従うものとする。

●再委託契約における注意点

(第2条1項及び2項)

- ・受託機関は、再委託先に対して、同様の事柄 につき遵守・実施等させるよう義務づけて下さい。付加的な義務については、必要に応じ適 宜再委託先に対して義務づけて頂いて構いません。
 - ※1項:受託機関は、再委託先が AMED の示す通知についても遵守するように、再 委託契約を定めてください。

(第2条3項前段)

・再委託先に対しても、同様の義務を課してください。

(第3項後段)

- ・再委託先において本委託研究開発に関する不正行為等の疑いが生じた場合、AMED は、受託機関・再委託先に対して次のような対応を求めることがありますので、受託機関は再委託先に適切な義務を課してください。
- i) AMED が受託機関を通じて、再委託先に対して、本契約で定義する国の不正行為等対応ガイドライン及び AMED の不正行為等対応規則に基づき指示及び措置を講じる。
- ii) AMED が再委託先に対して直接、本契約で

7

●再委託契約における注意点

- 定義する国の不正行為等対応ガイドライン及び AMED の不正行為等対応規則に基づき指示及び措置を講じる。
- iii) AMED が、受託機関及び再委託先の両者に対し、本契約で定義する国の不正行為等対応ガイドライン及び AMED の不正行為等対応規則に基づき指示及び措置を講じる。

4 乙は、乙の責任において、甲の利益相反管理規則に基づき、 必要な措置を行わなければならない。また、甲は、甲の利益 相反管理規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うこ とができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとす る。

(第2条4項前段)

・再委託先に対し、4項前段と同様の義務を課してください。

(第2条4項後段)

- ・AMED は、AMED 利益相反管理規則に従い、 受託機関・再委託先に対し、次のとおり指示及 び措置をする場合があります。したがって、受 託機関は、再委託先に対し、AMED からの指 示・措置に対応できるよう、適切な義務を課して ください。
- i) AMED が受託機関を通じて、再委託先に対して、AMED利益相反管理規則に基づき指示及び措置を講じる。
- ii) AMED が再委託先に対して直接、AMED 利益相反管理規則に基づき指示及び措置を 講じる。
- iii) AMED が受託機関及び再委託先の両者に対し、AMED利益相反管理規則に基づき指示及び措置を講じる。

5 乙は、国のガイドライン等及び甲が別途通知する内容に従い、研究者等について研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。

(第2条5項)

- ・再委託先に対し、同様の義務を課してくださ
- ・再委託先が AMED の示す通知についても遵 守するよう、受託機関は再委託契約を定めてく ださい。

(乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告)

- 第2条の2 乙は、甲が別途定める様式による「利益相反管理状況 報告書」により、乙における研究者等の利益相反管理の実施 の有無等につき、甲が定める期日までに甲に対して報告しな ければならない。
 - 2 乙は甲が別途定める様式による「委託研究開発実績報告書」 により、研究者等による本委託研究開発にかかる国の倫理指 針等の遵守状況について、甲の定める期日までに甲に対して 報告しなければならない。

(第2条の2 1項及び2項)

・再委託先は、AMED の指定する様式に従って 各報告書を作成し、受託機関を通じて AMED に提出することとなります。 再委託契約におい ては、再委託先に、報告書の作成及び提出義 務を課してください。

- 3 乙は、前条第5項に従って研究者等に履修させた研究倫理 に関する教育等に関して、甲が別途定める様式による「研究 倫理教育プログラム履修状況報告書」により、甲に対して状況 の報告を行うものとする。
- 4 乙が、第14条に基づき再委託を行う場合には、乙は、再委託 先において本委託研究開発に従事する研究者について、前3 項に基づく甲への報告義務を遵守させ、各報告書をとりまとめ るものとする。

(乙の表明保証)

第2条の3 乙は、本委託研究開発に関し、研究開発計画書において研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発計画書において研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者(以下両者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。

2 乙は、国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が乙に所属する研究開発代表者及び分担者(再委託先がある場合には、再委託先に所属する研究開発分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。)に含まれる場合には、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了

●再委託契約における注意点

(第2条の2 3項)

- ・受託機関は、再委託先に対し、AMED が定める研究倫理教育プログラムの履修状況を報告するよう義務づけてください。
- →受託機関は、AMED に対し、再委託先の履修 状況を含め、AMED が定める様式の報告書に 記載する形で報告することとなります。

(第2条の2 4項)

・再委託先からの委託(AMED からみれば、 再々委託)はできませんので、同項に相当する 規定は不要です。

(第2条の3 1項)

- ・受託機関は、再委託先に対し、再委託先の研究開発分担者(研究開発分担者に相当する肩書きを付与された者を含む)について、国の不正行為等対応ガイドライン又は AMED の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことにつき、表明保証をさせてください。
- →本事業への参加が確認された場合、本契約 自体の解除事由となりえますので、十分注 意してください。

本契約が解除された場合、それに伴い再委 託契約も終了することになりますので、ご注 意ください。

※受託機関は、AMED に対し、自己に所属する 研究開発代表者及び分担者のみならず、再委 託先に所属する分担者についても表明保証して いただきますのでご注意ください。

(第2条の3 2項)

・受託機関は、再委託先に対し、再委託先の研究開発分担者(研究開発分担者に相当する肩書きを付与された者を含む)について、国の不正行為等対応ガイドライン又は AMED の不正行為等対応規則に基づく本調査の対象となっている場合には、本契約締結日までに受託機

●AMED 委託研究開発契約書 条文 ●再委託契約における注意点 解を得ていることを表明し保証する。 関に通知し、当該研究者の取扱いにつき受託 機関を通じて AMED から了解を得ていることを 表明保証させてください。 →再委託先が受託機関を通じてAMEDに通 知せず、また、受託機関が再委託先の本調 査中の分担研究者の取扱いにつき了解を 得ていない場合、本契約自体の解除事由と なり、本契約が解除された場合にはそれに 伴い再委託契約も終了することとなりますの でご注意ください。 ※受託機関は、AMEDに対し、自己に所属する 研究開発代表者及び分担者のみならず、再委 託先に所属する分担者についても表明保証して いただきますのでご注意ください。 3 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機 (第2条の3 3項) 関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事 ・受託機関は、再委託先に対し、同様の事項に 項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。 つき表明保証させてください。 (委託研究開発費の支払い) 第3条 乙は、契約項目(4)当事業年度における委託研究開発費 (第3条関係) の金額に従い、甲が別途指定する様式にて委託研究開発費 ・間接経費は、直接経費の30%以内としてくださ の請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載され る金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接 経費は、直接経費に 30%を上限とした間接経費割合を乗じた 額を超えないものとする。 2 甲は、当該請求書が前項の定めに従ったものである限りにお いて、これが甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、 当該請求書に記載された委託研究開発費の請求額を乙に支 払うものとする。 3 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支 払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった 日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した金額を遅延 利息として、乙に支払うものとする。 ただし、支払いの遅滞 が、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるとき は、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算 入しないものとする。 (帳簿等の整理) 第4条 乙は、本委託研究開発に要した直接経費を明らかにするた (第4条関係) め、本委託研究開発に関する独立した帳簿を常に整備し、支 ・証拠書類の保存期間は、「研究開発期間終了 出の証拠書類と共に、研究開発期間終了後5年間が経過す 後5年間」としてください。 るまで保管するものとする。 2 甲は、前項の帳簿及び証拠書類を閲覧することができるもの とし、乙は、甲からかかる閲覧の求めがあった場合、これに応 じなければならない。 (取得物品の取扱い)

第5条 本委託研究開発のために乙が直接経費により取得した物 (第5条から第7条)

品等(以下「取得物品」という。)の取扱いについて、乙は、契約項目において大学等と認められた場合又は企業等と認められた場合に応じて、次の各号の規定に従うものとする。

- (1) 乙が契約項目において大学等と認められた場合
 - ① 取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
 - ② 乙は、(i)第 19 条第1項第1号の研究開発担当者の移籍により本委託研究開発が中止され、研究開発担当者が本委託研究開発と同課題の研究開発を移籍先である他の研究機関において実施することを予定している場合、又は、(ii)本委託研究開発の終了後に研究開発担当者が他の研究機関へ移籍する場合で、研究開発担当者が本委託研究開発と同課題の研究開発を当該他の研究機関において実施することを予定している場合には、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとし、乙は、甲の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に移設する。
 - ③ 前号(i)又は(ii)の場合において、取得物品を当該他の研究機関に無償譲渡することが困難な特別の事情があり、かつ、乙と甲の間で合意をした場合には、乙は、前号の規定にかかわらず、取得物品を甲に無償で譲渡するものとし、甲の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に移設する。
- (2) 乙が契約項目において企業等と認められた場合
 - ① 取得物品のうち、取得価格が 50 万円以上(消費税を含む。) かつ耐用年数が1年以上のものの所有権は、甲に帰属するものとする。 乙は、当該取得物品を研究開発期間終了までの間、本委託研究開発のために無償で使用することができるものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。 当該期間中、当該取得物品の公租公課は、甲の負担とする。
 - ② 前①号の取得物品以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
 - ③ 甲は、甲の職員又は甲の指定する者により乙の施設に立ち 入り、甲所有の取得物品を検査することができるものとし、乙 は、甲からかかる検査の求めがあった場合、これに応じなけ ればならない。
 - ④ 乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。

(提供物品の取扱い)

- 第6条 乙は、甲が本委託研究開発の遂行上必要と認めて乙に提供した物品等(以下「提供物品」という。) がある場合、これを研究開発期間終了までの間、本委託研究開発のために無償で使用することができるものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。 当該期間中、提供物品の公租公課は、甲の負担とする。
 - 2 甲は、甲の職員又は甲の指定する者により乙の施設に立ち 入り、提供物品を検査することができるものとし、乙は、甲からかかる検査の求めがあった場合、これに応じなければなら

●再委託契約における注意点

・「甲」を「機構」とし、「乙」を再委託先として、同 様の条文を設けてください。

ない。

(研究開発期間終了後の物品等の取扱い)

- 第7条甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究開発期間終了後遅滞なく無償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、甲が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。
 - 2 甲は、契約項目において企業等と認められた乙が使用する甲 所有の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。) に ついて、研究開発期間終了後遅滞なく無償又は有償で乙に 貸し渡し、乙はこれを借り受け、本委託研究開発の発展のた めに使用するものとし、当該取得物品等の耐用年数経過後甲 は有償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。 乙 は、甲との間で、別途、当該無償又は有償借受け及び有償譲 受けに関する契約を締結する。 ただし、甲が当該取得物品等 を使用し又は処分する場合は、この限りでない。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第20条第1項若しく は第25条第1項、第2項により解除され又は当該各項に定め る解除事由により本委託研究開発が第19条第2項により中止 された場合は、この限りでない。

(第7条関係)

●再委託契約における注意点

・再委託先においても、大学等/企業等の分類に応じて本条を同様に遵守していただきます。

(知的財産権の帰属)

- 第8条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究開発成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。 ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、甲の求めに応じて、甲に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する。
- (1) 乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第10条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、甲乙間で協議の上決定するものとする。ただし、甲及び乙は、許諾の対価については、産業技術力強化法(平成12年4月19日法律第44号)16条の2の趣旨を尊重するものとする。
- (4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若 しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受け なければならない。 ただし、合併又は分割により移転する場 合、及び次のいずれかに該当する場合(以下「当該知的財産

(第8条から第10条)

- ・AMEDの委託研究開発事業では、日本版バイ・ドール条項(産業技術力強化法 17 条)を適用し、受託者がいくつかの条件を約す場合には、委託研究開発成果に係る知的財産権を受託者に帰属させることとしています。再委託の場合に、再委託先の従業員等による研究成果に係る知的財産権を、受託機関又は再委託先のいずれに帰属させるかについては、特段の定めがない限り、当事者間で決定してください。知的財産権を再委託先に帰属させることになりましたら、当該再委託先が本契約書第8条及び第 10 条に定める事項を遵守・実施等するよう、再委託契約で約定してください。その際、「甲」は、「機構」としてください。
- ・また、再委託先の従業員等による研究成果に係る知的財産権を乙又は再委託に帰属させなかった場合(例えば、当該従業員から特許を受ける権利の承継を受けなかった場合)、乙又は再委託先は、当該知的財産権を有することになる従業員等が第8条及び第10条に定める事項を遵守・実施等するよう、再委託契約で約定してください(第8条第5項参照)。その際、「甲」は、「機構」としてください。

●再委託契約における注意点

権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。)は、この限りではない。

- ア 乙が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該知的 財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾 をする場合
- イ 乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年5月6日法律第52号) に規定する承認事業者若しくは認定事業者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
- ウ 乙が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移 転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
- 2 乙が第1項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認めるとき又は乙が第20条第1項若しくは第25条第1項、第2項に定める解除事由に該当した場合で甲から請求を受けたときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
- 3乙が第1項各号を遵守することを条件に、第 13 条に規定する 甲所属研究者が本委託研究開発の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、当該甲所属研究者の 同意が得られた場合、甲の職務発明規程にかかわらず、乙は 当該甲所属研究者から当該知的財産権を譲り受けることができる。 ただし、当該同意を得るための当該甲所属研究者との 協議及び必要な措置は、乙自らが行うものとする。また、乙は、当該同意における権利の譲受の対価等に関する条件に ついては、 乙の従業者又は役員である発明者(以下、本条において「乙の発明者」という。)と同等の扱いをするものとする。
- 4 乙は、乙の発明者が行った発明等が本委託研究開発を実施 した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至っ た行為がその乙の発明者の職務に属するときは、特段の事情 がない限り、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属するよ う、予めその乙の発明者と契約を締結し又はその旨を規定す る職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければ ならない。
- 5 乙は、特段の事情により本委託研究開発を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる乙の発明者に対して、第1項各号の規定を遵守させるための措置を講じなければならない。

(知的財産権の譲渡)

第9条 甲は、前条第1項ただし書きに基づき甲に帰属することとなった知的財産権について、出願後に乙から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、乙が前条第1項各号及び第1 0条の規定を遵守することを条件に、当該知的財産権に対して甲が有する持分を適正な対価をもって乙に譲渡することができる。

(第9条関係)

- 「甲」を「機構」としてください。
- ・再委託先から AMED に帰属することとなった知的財産権について、再委託先が譲渡を希望する場合は、申請(知財様式1及び知財様式2(共同出願人がいる場合))により、一定の条件を充足すれば、AMED は再委託先に譲渡することがで

●再委託契約における注意点

きる場合があります。

(知的財産権に関する報告・通知等)

- 第10条 乙は、第8条又は第9条の規定に基づき乙に帰属すること となった知的財産権に関して、甲が当該知的財産権の共有 持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守す る。
- (1) 乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書を速やかに甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から 60 日以内に甲が別途定める様式による知的財産権出願通知書を甲に提出するものとする。この際、乙は、本研究開発成果の内容が記載された出願又は申請書類(特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本)の複製を甲に提出するものとする。
- (3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を行った日等から60日以内に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書を甲に提出するものとする。
- (4) 乙は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、 甲が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を甲 に提出し、予め甲の承諾を得るものとする。
- (5) 乙は、第三者に対し、専用実施権等を設定若しくはその移転 の承諾をしようとするときは、甲が別途定める様式による専用 実施権等設定・移転承認申請書を甲に提出し、予め甲の承諾 を得るものとする。
- (6) 乙は、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下、「知的財産権の移転等」という)を行った場合は、知的財産権の移転等をした日から 60 日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を甲に提出するものとする。
- (7) 第4号及び第5号の規定にかかわらず、当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合には、乙は、知的財産権の移転等をした日から 60 日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を甲に提出すれば足りるものとする。
- (8) 乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の 設定若しくは移転の承諾を行う場合、当該第三者をして本条 及び第8条第1項各号の規定を遵守させるものとする。
- (9) 乙は、本研究開発成果に係る知的財産権又は知的財産権の 出願・申請を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一

(第10条関係)

- ・再委託先に帰属した知的財産権に関して提出すべき書類(各種知財様式)については、受託機関が一旦受け取り、受託機関からAMEDに提出しても、受託機関の責任のもと、再委託先が直接AMEDに提出することとしても、いずれでも構いません。
- ・AMEDへの提出書類は、AMED指定の様式 (知財様式)を使用してください。

丝

●再委託契約における注意点

か月以上前に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書を甲に提出するものとする。

(知的財産権に関わるその他事項)

- 第 11 条 甲及び乙は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負 うものとする。
 - 2甲及び乙が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的 財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に 両者協議の上、これを締結しなければならない。
 - 3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究 開発の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権 等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内にお いて、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する 権利を、甲に許諾したものとする。
 - 4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。
 - 5 甲及び乙は、第1条第 14 号ウに規定するノウハウの指定にあ たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
 - 6 前項の秘匿すべき期間は、本委託研究開発の終了日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、甲及び乙は、書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。
 - 7 乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。
 - 8 乙は、本研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類(PCT 国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む)に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】

「令和○○年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化 法第17条の適用を受ける特許出願」

(成果有体物の帰属)

- 第12条 研究開発成果として得られた成果有体物に係る権利は乙 に帰属するものとする。
 - 2 乙は、他者から研究開発段階における使用のために前項の成果有体物の提供を求められた場合、事業戦略上の支障が

(第11条関係)

- ・受託機関は、知的財産権が再委託先に帰属する場合には、再委託先に対して、同様の事柄につき遵守・実施等させるよう約定して下さい。なお、受託機関と再委託先とが共同出願する場合については、適宜必要な内容を定めてください。
- ・3項、4項に定める著作権に関する事項については、AMED が本契約に定めるとおり、該当する著作物を利用でき、また AMED が第三者に使用を再許諾できるようにしてください。

・5項、6項に定めるノウハウに関する事項について、ノウハウの指定、秘匿期間、取扱いについては本契約に準ずる内容としてください。また、受託機関が AMED に対して当該ノウハウを開示することは第三者への開示の対象外とする手当を行ってください。

(第12条関係)

・受託機関は、成果有体物に係る権利が再委託 先に帰属する場合には、再委託先に対して、 同様の事柄につき遵守・実施等させるよう義務

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
ある場合を除き、円滑な提供に配慮するものとする。 ただし、 当該成果有体物のうち、商品化され市場において一般に提供 されている物については、この限りでない。 3 乙は、前項において当該成果有体物を提供する場合、その 対価は、当該成果有体物が公的資金を原資とする研究開発 により得られたものであること、当該成果有体物を使用する研 究開発の性格等を考慮にいれた合理的な対価とする。	づけてください。
先開発の生格等を考慮にいれた合理的な対価とする。 (対象データ及び派生データの取扱い)	
第12条の2 甲及び乙は、対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、乙は、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、甲が別途公表するデータに関するガイドラインに従った取扱いを行う。 2 乙は、対象データ及びその派生データについて、本委託研究開発のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供することはできない。但し、甲が別途公	
表するデータに関するガイドライン上許容されている場合又は予め甲の承諾を得た場合は、この限りでない。 3 甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)に定める個人情報または匿名加工情報(以下「個人情報等」という)を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。 4甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、その生成、取得、及び提供等について個人情報保護法等に定められている手続を履践していることを保証するものと	
する。	
(甲に所属する研究者の取扱い) 第13条 甲は、乙との事前の合意に基づき、甲に所属する研究者 (以下「甲所属研究者」という。)を、乙において本委託研究開 発に関与させることができるものとする。この場合、乙は、甲所 属研究者に対して、機関の設備管理・安全衛生上及び乙にお ける法令等の遵守のため必要とされる範囲を除き、業務遂行 について指揮命令は行わない。 2甲は、甲所属研究者が、乙の施設、設備等を利用する場合、甲	(第13条関係) ・同条に対応する記載は不要です。
所属研究者をして、乙の施設、設備等の利用者として安全管理、情報管理、セキュリティ等に関する乙の諸規定を遵守させ、また、乙の指示に従わせるものとする。 3乙は、甲所属研究者による乙の施設、設備の利用について支障が生じないよう、必要な措置を行う。また、甲所属研究者が本委託研究開発の遂行上及び日常業務において不利益を被らないよう、良好な研究環境の維持向上に努めるものとする。 4甲は乙に対し、甲所属研究者について、第2条第5項に定める内容に準じた研究倫理教育の実施及び研究倫理教育プログラムに関する履修状況の報告を委託する。 5乙は、本契約の不正行為等の防止及び調査等に関係する	

●再委託契約における注意点

規定については、甲所属研究者を研究者等として扱うものとする。但し、第19条及び第20条についてはこの限りでない。

(再委託)

- 第14条 乙は、本委託研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に再委託することができる。
 - 2 乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に負うと同内 容及び同程度の義務を負わせるものとし、再委託に伴う再委 託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければ ならない。
 - 3 乙は、本委託研究開発の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と契約を締結しなければならない。本委託研究開発の成果に係る知的財産権を再委託先に帰属させる場合は、乙は、再委託先に第8条第1項各号及び第10条の規定を遵守させなければならない。

4 乙は、本契約が解除その他の事由により終了した場合、再委託先との契約を直ちに終了させるものとする。また、乙は、第19 条第1項又は同条第2項により、甲から委託研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示された場合、再委託先に対しても同様の措置をとるものとする。

(第14条関係)

・再委託先は、再委託契約に関する業務を、さらに第三者に委託(AMED からみれば、再々委託)することはできませんので、この旨定めてください。

(第14条3項)

・再委託先に知的財産権を帰属させる場合は、 再委託先に委託研究開発契約書第8条第1 項各号及び第10条に定める事項を遵守させ る必要があります。再委託先が研究開発成果 に係る発明等を行ったときは、発明等報告書 (知財様式3)における、再委託先が受託機 関と約定する旨のチェック欄にチェックを 入れてください。この約定は、再委託先に帰属した知的財産権に関して、再委託先が委託 研究開発契約書第8条第1項各号及び第1 0条に定める事項の遵守をAMEDが再委 託先に直接求められるよう担保するもので す。

(第14条4項)

- ・本契約が解除その他の事由により終了する場合に、再委託契約が当然に終了するよう定めてください。
- ・また、本契約第19条第1項又は同条第2項により AMED から受託機関に委託研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止が指示された場合、再委託契約において、受託機関が再委託先に対して同様の措置をとるよう定めてください。

(秘密保持)

第 15 条 甲及び乙は、(i)本委託研究開発の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が本委託研究開発外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)本委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第1条第1項第 14 号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第 11 条第5項

(第15条関係)

・再委託契約において、同様又はそれ以上の義務を課してください。

受託機関および再委託先は、秘密情報について AMED から開示を求められたときは、AMED が求める範囲で開示してください。

(※AMED に秘密情報を提供していただく場合 には、AMED との間で秘密保持に関する契約

を締結することとなります。)

●再委託契約における注意点

及び第6項に定める取扱いに従うものとする。)(以下「秘密情報」という。ただし、対象データ及び派生データは秘密情報に含まれないものとし、これらの取扱いは第12条の2に従うものとする。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方の秘密情報を本委託研究開発のために 使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
- 3 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
- 4 前三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項ないし第3項の規定を適用しない。
- (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
- (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
 - 5 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。
 - 6 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他 の役職員並びに本委託研究開発の遂行・評価等のために委 託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、 本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとす る

(研究開発成果の公表)

- 第 16 条 甲及び乙は、前条に反しない限り、研究開発成果(ノウハウを除く)を外部に公表するものとする。
 - 2 甲及び乙は、相手方が研究開発成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙による研究開発成果の 外部への公表が、甲又は乙による知的財産権の取得その他各 自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、甲及び乙 は、協議してその対応を決定するものとする。

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
4 乙は、研究開発成果を外部に公表する場合、当該成果が甲の 委託事業の結果得られたものであることを明示しなければな	
安に事業でが個人できないことが、ことでありいいよりないなる	
(研究開発成果の報告等)	
第17条 乙は、当事業年度終了後の5月末日又は事業終了後61	 (第 17 条から第 18 条)
日以内で甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発担当者 その他の研究者等をして研究開発成果の内容を報告させるとと もに、本事務処理説明書及び甲の指示に従い、研究開発成	・提出期限が当事業年度終了後の5月末日となっているので、甲乙協議の上、甲への提出日を設定してください。
果報告書を提出しなければならない。 乙は、必要に応じて、研 究開発成果について中間報告書を提出するものとする。	・成果報告書及び実績報告書の宛先は、「甲」としてください。
2 甲が研究開発期間中に本委託研究開発の中間評価を行う場合、又は、研究開発期間終了時に本委託研究開発の事後評価を行う場合、乙は、甲による評価に必要な協力を行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わ	
せるものとする。	
3 甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明 等及び知的財産権の調査等を行う場合には、乙は、甲による 当該調査等に協力するものとする。	
4 乙は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正	
な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを	
含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。	
5 乙は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合	
には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正な流出に関与した	
者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければなら	
tallo	
(委託研究開発実績報告書及び精算)	
第18条 乙は、当事業年度終了後の5月末日又は事業終了後61	
日以内で甲が指定する日までに、別途甲が定める様式による委託研究開発実績報告書を甲に提出しなければならない。	
(検査及び報告)	
第18条の2 甲は、第18条に規定する委託研究開発実績報告書	 (第 18 条の2関係)
を受理したときは、当該委託研究開発実績報告書の内容につ	・この条項は、必ず記載してください。記載にあ
いて速やかに検査を行うものとする。	たっては以下の注意点を踏まえてください。
2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うこと	
ができるものとする。	
(1) 委託研究開発の実施に要した経費の支出状況について	
の委託期間中の検査	
(2) その他甲が必要と認めた検査	
3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うこ	
とができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となる	
べき報告及び資料の提出を求めることができる。	
(1) 実績報告書に記載されている研究開発の内容と支出した	
経費との整合性	
(2) 研究開発計画書と実績報告書の内容の整合性	

(3) 第4条に掲げる帳簿、書類

- (4) その他甲が委託研究開発に関して必要と認める事項
- 4 甲が、事実確認の必要があると認めるときは、乙は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力をもとめるものとする。
- 5 甲は、第1項及び第2項の検査を乙の工場、研究施設その他 の事業所(乙の再委託先の事業所を含む。以下同じ。)におい て行うことができる。
- 6 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 7 乙は、前項の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する 書類を準備し、委託研究開発の内容及び経理内容を説明でき る者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとす る。
- 8 甲が、必要があると認めたときは、関係省庁の職員を立ち会わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。
- 9 甲が検査できる期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(額の確定)

- 第18条の3 甲は、第18条の2の検査の結果、委託研究開発費の 支出状況が適切であると認めたときは、当事業年度における 委託研究開発費の上限額と本委託研究開発の実施に要した 経費の額のうち適切と認めた額とのいずれか低い金額を、甲 が当事業年度において支払うべき委託研究開発費の額として 確定し、乙に通知する。
 - 2乙は、既に支払いを受けた委託研究開発費が前項で確定した 委託研究開発費の額を超過する場合は、その超過金額を甲 の定める期限までに返還しなければならない。
 - 3乙は、前項の超過金額を前項の期限までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額の範囲内で甲により定めるものとする。

(委託研究開発及び委託研究開発費の使用の停止又は中止)

第 19 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲に対して、委託研究開発中止又は一時停止申請書を

●再委託契約における注意点

(第18条の2 5項)

5項の「(乙の再委託先の事業所を含む。以下同 じ。)」は、第14条によって再々委託ができない ことになっているので、削除してください。

(第18条の2 8項)

・「関係省庁及び機構の職員」としてください。

(第18条の2 9項)

・検査の実施が可能な期間については必ず記載してください。

(第18条の2関係)

受託機関は、再委託先に対し、関係省庁及び機構が必要と認めたときは、再委託先に対し関係省庁及び機構が第1項から第7項に基づく検査を行うことができるよう義務を課してください。

(第18条の3 3項)

延滞金の計算期間と延滞利率について、必ず記載してください。「計算した額の範囲内で」を記載してください。

(第19条関係)

・委託研究開発の中止により本契約が終了する

速やかに提出し、甲のこれに対する承認により、乙は本委託研究開発を中止又は一時停止するものとする。この場合、甲は乙に対し、委託研究開発費の使用の一時停止又は中止を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

- (1) 研究開発担当者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障 等により、研究開発担当者が本委託研究開発においてその役 割を十分果たせなくなった場合
- (2) 研究開発成果を出すことが困難と乙が合理的に判断した場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合
- (3) 天災その他本委託研究開発を継続しがたいやむを得ない事由がある場合
- (4) 前各号に類する事由が発生し、本委託研究開発を継続することが適切でない場合
 - 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、 乙に対して、委託研究開発費の使用の一時停止又は中止及 び本委託研究開発の一時停止又は中止を乙に指示すること ができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- (1) 研究開発成果を出すことが困難と甲が合理的に判断した場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合
- (2) 乙が本契約に定めた義務に違反した場合(本項第4号に定める場合を含むがこれらに限られない。)又は本委託契約等(本契約を除く。)に違反した事実が明らかとなった場合
- (3) 第24条各号の事由が発生した場合
- (4) 第20条第1項又は第25条第1項、第2項に定める本契約の解除事由が発生した場合
- (5) 天災その他本委託研究開発を継続しがたいやむを得ない事由がある場合
- (6) 前各号に類する事由が発生し、本委託研究開発を継続することが適切でないと甲が判断した場合
 - 3 第1項に基づき甲が本委託研究開発の中止を承認した場合 及び前項に基づき乙が甲から本委託研究開発の中止を指示 された場合、本委託研究開発はその時点で終了する。
 - 4 前項に基づき本委託研究開発が終了した場合、本契約は同時点で自動的に終了するものとし、甲は、本契約に基づく乙に対する未履行の委託研究開発費の支払いを免れる。乙は、第17条第1項及び第18条第1項に定める期限を待たずに、甲の指示に従い、第17条及び第18条に定める研究開発成果報告書及び再委託研究開発実績報告書を甲に提出し、甲との間で委託研究開発費の精算を行う。
 - 5 第 1 項各号及び第2項各号に基づき乙が甲から委託研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は乙に対し何ら責任を負うものではない。
 - 6 乙は、当該研究者に一時停止の事由がなくなり、研究に復帰できるようになったときは、速やかに甲に「研究復帰届」を提出するものとする。

●再委託契約における注意点

場合、再委託契約も同時に終了することとなります。受託機関は、AMED の指示に従い研究開発成果報告書及び委託研究開発実績報告書の提出、研究費の精算を行う必要があります。

したがって、受託機関は、再委託先に対し、上 記指示に応じた対応ができるよう、適切な義務 を課してください。

また、AMED が受託機関に対して本委託研究 開発の一時停止及び委託研究開発費の使用 の一時停止を命じる場合もありますので、これ に対応する一時停止を受託機関が委託先に対 して命じることができるように手当てしてくださ い。

(契約の解除)

- 第20条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの 催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することがで きる
- (1) 乙が本委託契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
- (2) 乙に本契約の重大な違反があったとき又は本委託契約等(本契約を除く)の重大な違反があった事実が明らかとなったとき (本契約第2条第2項ないし5項、第2条の2、第2条の3各項に 定める事項の違反を含むがこれらに限られない。)。
- (3) 研究者等が本委託研究開発において不正行為等を行ったことが研究機関又は甲により認定されたとき。
- (4) 研究者等について、競争的資金等による研究開発における 不正行為等が研究機関若しくは国又は独立行政法人等により 認定されたとき。
- (5) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手 続開始若しくは特別清算の申立てがなされ又はその原因とな る事実が生じた場合
- (6) 乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合
- (7) 乙が差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又は そのおそれが生じた場合
- (8) 第 14 条に基づく再委託がなされた場合において、再委託において本項第1号ないし第4号に相当する事由が生じた場合
 - 2 前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、前項に よる本契約の解除の有無にかかわらず、甲は、本契約に基づ き乙に支払った委託研究開発費の全部又は一部の返還を請 求できるものとし、乙は、甲の定める期限までにこれを返還し なければならない。この場合において、甲は乙に対して、前 項各号に定める事由の発生により甲に生じた損害の賠償を請 求することができる。
 - 3 乙は、前項の規定により委託研究開発費を返還するときは、 返還に係る委託研究開発費の受領の日から納付の日までの 日数に応じ、加算金を甲に支払うものとする。この場合におい て、加算金は、当該委託研究開発費の額(その一部を納付し た場合におけるその後の期間については、既納額を控除した 額)につき年 10.95%の割合で計算した額の範囲内で甲により 定めるものとする。
 - 4 乙は、第2項の期限までに委託研究開発費を納付しなかった ときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延 滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、 その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額の範囲内 で甲により定めるものとする。
 - 5 第2項ないし第4項の規定は、本契約終了後において第1項 各号のいずれかに該当する事由が生じた場合においても適 用があるものとする。

●再委託契約における注意点

(第20条関係)

・適切な再委託契約の解除の条項を検討・設置してください。

なお、本契約が解除された場合、再委託契約 は当然に終了となるよう定めて下さい(本契約 第14条4項)。

(第20条3項)

加算金を支払う旨、記載してください。

(第20条4項)

延滞金の計算期間と利率を記載するとともに、 「計算した額の範囲内で」を必ず記載してください。

(第20条5項)

必ず記載してください。

(不正行為等に係る研究者等の取扱い)

- 第21条 乙は、本委託研究開発の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等をしてこれを予め了解させるものとする。
- (1) 甲は、甲の不正行為等対応規則に従い、本委託研究開発において不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとすること。
- (2) 甲は、競争的資金等において、不正行為等の認定に基づき申請・参加制限等を受けた研究者等について、甲の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとすること。

(不正行為等に対する措置等)

第 22 条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた 疑いがあると認める場合(再委託先がある場合には、本委託 研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者につい て、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いが あると認める場合を含む)、乙に対し甲の不正行為等対応規 則及び甲の指示に従って調査することを要請することができ るものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。 また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、 乙は甲による調査に協力する。乙は、本委託研究開発におい て国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始 された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応 を行うものとする。

●再委託契約における注意点

(第21条関係)

・再委託契約において、受託機関は、本契約21 条の(1)及び(2)(※)について再委託先が予め了解し、あわせて再委託先の研究者等をしてこれを予め了解させるものとすることを定めてください。

(※:ここでいう(1)および(2)の事項:受託機関 または AMED が、再委託先に対し、AMED の 不正行為等対応規則などに基づき、不正行為 等の認定を受けた研究者等に対し、申請・参加 制限等を行うことができること)

(第22条1項1文)

- ・AMED は、本委託研究開発において、再委託 先で不正行為等が行われた疑いがあると認め る場合、次の対応を求めることがあります。
- ① AMED は再委託先に対し直接、AMED 不正 行為対応規則・国の不正行為等対応ガイドラ インに基づき調査を要請し、<u>再委託先は、調</u> 査結果を受託機関及び AMED に提出する。
 - →受託機関は、このような AMED からの調査 要請及び調査結果の報告に対応できるよう 再委託先に対して適切な義務を課してくだ さい。
- ② AMED は、受託機関に対し、AMED 不正行為対応規則・国の不正行為等対応ガイドラインに従って、再委託先における不正行為等の調査を要請する場合があります。 受託機関は、AMED の指示に応じて、再委託先に対し調査を要請してください。再委託先は、受領した調査結果を受託機関及び AMED に提出してください。
 - →受託機関は、この AMED からの調査要 請に迅速に対応すべく、再委託先に対し 指示や協力を求めることができるよう、適 切な義務を課してください。
 - →受託機関は、再委託先に、調査結果を受 託機関及び AMED に提出するよう、義務 を課してください。
- ③ AMEDは、受託機関及び再委託先の両者に対し、AMED不正行為対応規則・国の不正行為等対応ガイドラインに従って、再委託先における不正行為等の調査を要請する

●再委託契約における注意点

場合があります。

→再委託先は、調査結果を受託機関及び AMED に提出する必要がありますので、 受託機関は、AMEDの指示や報告書の 提出(受託機関及び AMED に対して)に 対応できるよう再委託先に適切な義務を 課してください。

(第22条1項2文)

・ <u>再委託先で不正行為等が行われた疑いがある</u> と認める場合、機構は再委託先を調査すること ができ、再委託先は機構による調査に協力す ることになります。

(第22条1項3文)

- ・再委託先で本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、<u>再委託先が速やかに受託機関及び AMED に報告するよう</u>、受託機関は再委託先に適切な義務を課してください。 (※受託機関は、この報告を受けたら速やかに
- (※受託機関は、この報告を受けたら速やかに AMED に連絡してください。)
- ・再委託先は、受託機関と協議して必要な対応行ってください。
 - →受託機関は、再委託先に対し、受託機関と 協議して必要な対応を行うよう、義務を課し てください。

(第22条2項)

・本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発において、22 条2項に定める状況が再 <u>委託先において</u>起きた場合には、再委託先 が、<u>速やかに受託機関及び AMED に報告する</u> よう、受託機関は再委託先に義務を課してください。受託機関は、再委託先から報告を受けた 場合には、速やかに AMED に連絡してください。

(第22条3項)

・<u>再委託契約において、同様又はそれ以上の義務を課して</u>ください。

- 2 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む)につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- 3 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑い があると認める場合(再委託先がある場合には、本委託研究開 発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委 託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認め る場合を含む)、又は、前項によりこから本委託研究開発以外

の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行 為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、 乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用の一 時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この 場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等 が認定されなかったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停 止に基づく損害を賠償する責を負わない。

4 甲は、第1項ないし第3項に定める調査又は報告の結果、不 正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを 確認したときは、本契約に定める措置のほか、国の不正行為 等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則並びに関係 する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、 乙はこれに従わなければならない。

5 本条各項に定めるほか、乙は国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に定められた乙の義務を遵守し、また、甲は各規則に定められた甲の乙に対する権利を行使するものとする。

●再委託契約における注意点

(第22条4項)

- ・再委託先の研究者等について、本委託研究開発又は本委託研究開発以外の公的資金を原資(一部が公的資金の場合も含む)とした研究において不正行為等を行ったと認定された場合には、AMED は国の不正行為等対応ガイドライン及び AMED の不正行為等対応規則及び関係する法令等に基づき、再委託先に対して必要な措置等を講じ、再委託先にはこの措置に従っていただくことになります。
- →受託機関は再委託先に対し、AMED からの措置に従うよう義務を課してください。
- ・再委託先の研究者等について、本委託研究開発又は本委託研究開発以外の公的資金を原資(一部が公的資金の場合も含む)とした研究において不正行為等を行ったと認定された場合には、受託機関は、再委託先に対し、再委託契約に定める措置を講じる場合があります。
- →受託機関は再委託先に対し、再委託契約に 定める受託機関からの措置に従うよう、義務を課 してください。

(第22条5項)

- ・再委託先は、国の不正行為等対応ガイドライン 及びAMEDの不正行為等対応規則に定められ た研究機関の義務を遵守することになります。 また、受託機関または AMED は、不正行為等 対応規則に定められた権利を再委託先に行使 することになります。
- →受託機関は、再委託契約において、
 - i)研究機関のこれらガイドライン及び AMED の不正行為等対応規則の遵守義 務
 - ii)受託機関及びAMEDの再委託先に対す る権利行使

について定めてください。

(乙の責任及び事故報告義務)

第23条 乙は、本委託研究開発を乙の責任において実施するものとし、本委託研究開発の遂行過程で乙、研究者等又は第三者

(第23条関係)

・再委託先において、本契約23条1項に定めら

の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、乙はその費用と責任においてこれを解決するものとし、甲に何らの損害等も負わせないものとする。 ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の場合、速やかにその具体的内容を甲に対し書面により報告しなければならない。

●再委託契約における注意点

れたような状況が発生した場合、受託機関は、 再委託先に対し、具体的内容を受託機関に書 面により報告するよう義務を課してください。 (→受託機関は、AMED に対し、再委託先から そのような報告があったこと及びその内容につ き、速やかに報告してください。)

(特約)

- 第 24 条 以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、 甲は当事業年度の委託研究開発費を減額し又は本委託研究 開発を中止させることができる。この場合、委託研究開発費 の減額又は本委託研究開発の中止によって乙に損害が生じ ても、甲は何ら責任を負うものではない。
- (1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の4の規定に基づき定められた甲の中期目標の期間終了時における事業評価において、国が甲の事業について、予算の停止若しくは縮減又は事業の廃止若しくは縮小等の判断をした場合
- (2) 前号以外の事由により、甲の事業に対する国からの予算措置が停止若しくは縮減され又は甲の事業が廃止若しくは縮小された場合

(第24条関係)

・本契約24条各号の事由が発生した場合には、 本契約における研究費の減額・本契約が終了 し、再委託契約における研究費の減額・再委託 契約の終了がありえますので、これらの事情に 対応できるよう、再委託先に適切な義務を課す などしてください。

(反社会的勢力の排除)

- 第 25 条 乙は、以下の各号の一に該当しないことを表明・保証し、 甲は、乙が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが 判明したときは、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一 部を解除することができる。
- (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (3) 乙の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同 じ。) 又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第 三者が前二号のいずれかに該当すること。
- 2 甲は、以下の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せず に本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙(乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第2号から第4号において同じ。)が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
- (3) 乙が第三者をして前二号の行為を行わせること。
- (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- (5) 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する 委託先その他第三者(これらの役員又は実質的に経営を支配

(第25条関係)

・再委託契約において、再委託先に関し同様の 規定を設けてください。

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
する者を含む。)が前四号のいずれかに該当する行為を行うこ	
と。	
3 甲は、前二項により本契約を解除する場合には、実際に生じ	
た損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契	
約金額の 100 分の 10 に相当する金額の支払いを乙に求める	
ことができ、乙は、甲の定める期限までにこれを支払わなけれ	
ばならない。	
4 第20条第2項の規定は、本条第1項、第2項により甲が本契	
約を解除した場合について準用する。	
(個人情報の取扱い)	
第 26 条 乙は、本委託研究開発に関して、 甲から個人情報(個人	(第 26 条関係)
情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第2条第	・再委託先に同様の義務を課してください。
1項の定義するところによる。以下同じ。)の預託を受けた場	
合、善良な管理者の注意をもって預託を受けた当該個人情	
報(以下「預託個人情報」という。)を取り扱わなければならな	
٧٠ <u>°</u>	
2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事	
前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではな	
٧٠°	
(1) 預託個人情報を第三者(本委託研究開発につき再委託する	
場合における再委託先を含む。)に預託若しくは提供し又はそ	
の内容を知らせること。	
(2) 預託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又	
は改変すること。	
3 乙は、預託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個	
人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなら	
たい。	
4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の	
乙の業務実施場所等において、預託個人情報の管理状況等	
について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。	
5 乙は、預託個人情報を、本委託研究開発の終了後に速やか	
に甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したと	
きは、その指示によるものとする。	
6 乙は、預託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条	
and the second s	

の違反が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従

わなければならない。

●AMED 委託研究開発契約書 条文 ●再委託契約における注意点 (債権債務の譲渡等の禁止) 第27条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上 (第27条関係) の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本委 ・再委託先に同様の義務を課してください。 託研究開発の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部 を第三者に譲渡してはならない。 2 前項に定める甲の事前の書面による承諾は、債権債務等の 譲渡申請書の甲に対する提出によるものとし、甲は申請書の 審査を行うものとする。 3 甲は、乙から提出された申請書を審査した結果、妥当と判 断される場合は、乙に対し、承認通知書を発出するものと する。 (存続条項) 第28条 第2条、第2条の2、国の不正行為等対応ガイドライン並 (第28条関係) びに甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則 ・受託機関が AMED に対して負っている義務が において本委託研究開発の終了後の対応にかかる義務に関 存続する期間中、各義務に相当する再委託先 する規定、第4条、第5条第1号、第8条から第 12 条の2、第 の受託機関に対する義務が遵守されるよう、手 14条第2項、第15条から第18条の3、第20条、第22条、第 当てして下さい。 23条、第24条、第25条第3項、第4項、第26条から第30条 の規定は、本契約終了後も、期間が規定されている場合には その期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項 の遵守に必要な限りにおいて存続する。 (管轄) 第29条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東 (第29条関係) 京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。 ・適切な条項を定めて下さい。 (協議) 第30条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑 (第30条関係) 義が生じた場合には、両当事者誠実に協議の上解決するも ・適切な条項を定めて下さい。

(更新内容)

令和2年6月25日

のとする。

●AMED 委託研究開発契約書 条文第 11 条8項 「産業技術力強化法第 <u>19 条の適用を受ける</u>特許出願」→「産業技術力強化法第 <u>17 条の適用を受ける</u>特許出願」 へ修正

令和2年8月26日

●再委託契約における注意点(本文)

「第1条の(19)」→「第1条の(20)(21)」へ修正

- ●再委託契約における注意点(契約項目の(4))
- 「委託研究開発費の金額及び委託研究開発費に含まれる消費税額」→「<u>再</u>委託研究開発費の金額及び<u>再</u>委託研究開発費に含まれる消費税額」へ修正
- ●再委託契約における注意点(第22条1項2文)

「再委託契約において、同様又はそれ以上の義務を課してください。

再委託先で不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、<u>受託機関は自ら</u>調査することができ、再委託先は<u>受託機関</u>による調査に協力することになります。」

 \downarrow

「再委託先で不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、<u>機構は</u>再委託先を調査することができ、再委託先は<u>機構</u> <u>による</u>調査に協力することになります。」へ修正